

(件名) 乾式貯蔵施設建設の審査にあたって、一時保管が確実であることがもっとも重要であることを原子力規制委員会へ要望する陳情

(陳情の趣旨)

九州電力は、2025年10月、原子力規制委員会に使用済み燃料の一時的な保管場所として乾式貯蔵施設建設を許可申請されましたが、私たちは、乾式貯蔵施設が使用済み核燃料の一時保管ではなく、川内原発敷地が半永久的または、最終的な保管場所となってしまう恐れが大きいと危惧しているところです。

九州電力の立場では、乾式貯蔵施設建設が可能になりますと、原発の稼働で排出される使用済み核燃料の保管が確実になり、保管可能な分だけ川内原発を稼働できるということになりますが、稼働中の様々なトラブル、自然災害やテロなどによる万一の原発事故を考慮しますと、放出される放射能による県民の生命、県産物への影響は計り知れません。特に成長期にある子どもたちへの内部被ばくの影響は一生継続することにもなり、健康上も医療の経済負担上も県民にとってリスクの高いものになります。

福島原発事故から15年経過した福島県は未だに原子力緊急事態宣言中であり、国内で唯一濃度の高い放射能の影響下にあります。このことから川内原発敷地内での使用済み核燃料が半永久的な保管になった場合、稼働中の原発以上に、放射能のリスクを原発立地県として受け入れざるを得ない状況になります。福島県を教訓に同じ農業県として、乾式貯蔵施設が新規制基準への適合性合格を安全であると、慎重さを欠く判断をしてしまうと、福島の惨状を繰り返すことになるのではないかと甚だ不安です。

原子力規制委員会の組織理念は「何ものにもとらわれず科学的、技術的な見地から独立して意思決定を行う」であり、県民の生命と暮らし、財産を守る立場で、以下のことを、知事及び県議会から原子力規制委員会へ要望されるよう切に陳情いたします。

記

一、2026年6月8日の原子力規制委員会の審査会合での日本原燃の説明では、六ヶ所再処理工場の2026年度中の完成は難しい様子が読み取れる。原子力規制委員会の設立の理念に基づいて、原子力推進に傾くことなく、中立の立場で審査を行うために、使用済み核燃料の一時保管が確実になるまで、乾式貯蔵施設建設の審査の中止を強く要望すること。

以上